

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団（以下「この法人」という。）における理事が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、理事とは、理事、代表理事たる理事長及び業務執行理事たる常務理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第5条 理事長は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 月次決算及び期末決算に関すること。
- (4) 理事会、評議員会その他重要な会議に関すること。
- (5) 定款及び規程、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 人事制度、給与制度に関すること。
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること。
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること。
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
- (12) 役員の出張及び職員の国外出張に関すること。
- (13) 重要な契約の締結に関すること。
- (14) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団の理事の職務権限に関する規程

- (15) 重要な業務の委託又は受託に関する事。
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関する事。
- (17) 事業資金の借入又は償還に関する事。
- (18) 予備費の使用に関する事。
- (19) 予算の流用に関する事。
- (20) 訴訟行為・損害賠償等に関する事。
- (21) 労働契約に関する事。
- (22) 登記に関する事。
- (23) その他法人の重要事項に関する事。

(常務理事)

第6条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

2 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 職員の研修に関する事。
- (2) 職員の福利厚生に関する事。
- (3) 職員の国内出張に関する事。
- (4) 寄附金の受入に関する事。
- (5) 1件当たりの金額が300万円未満の収入、給料手当等の人件費及び300万円未満(固定資産については100万円未満)の支出予算の執行に関する事。
- (6) 寄附金の執行に関する事。
- (7) 交際費の執行に関する事。
- (8) 慶弔費の執行に関する事。
- (9) 動産の賃貸借に関する事。
- (10) 情報公開に関する事。
- (11) 臨時雇用職員の任免に関する事。
- (12) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (13) 職員の通勤手当に係る確認、決定及び改定に関する事。
- (14) 育児休業、育児短時間勤務及び介護休業に関する事。
- (15) 安全、衛生、防災管理に関する事。
- (16) その他前各号に準ずる事項に関する事。

3 前項各号の規定にかかわらず、常務理事は理事長から委任を受けて理事長の業務の執行にかかる職務を代行することができる。

4 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、常務理事が理事長の業務の執行にかかる職務を代行する。

第3章 雑則

(細則)

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団の理事の職務権限に関する規程

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年7月7日から施行する。

この規程は、平成25年11月16日に一部変更する。